

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
この翌日)

## 目 次

- ◇規 則 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則
- ◇告 示 昭和四十五年度第三次自衛官募集の募集期間等  
新たに行なおうとする土地改良事業の認可  
土地改良事業計画の変更の認可
- ◇選管告示 昭和四十五年十一月十八日執行予定の鳥取県知事選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日等

## 規 則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

昭和四十五年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第八十七号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

### (目的)

第一条 この規則は、風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第十一号。以下「条例」という。）の施行に  
関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (風致地区内における行為の許可の申請)

第二条 条例第二条第一項の規定による許可の申請は、様式第一号による  
申請書を知事に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、別表の上欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ  
当該中欄及び下欄に掲げる説明書及び図面を添付しなければならない。

3 条例第二条第一項の規定による許可を受けた行為の変更の許可の申請  
にあつては、前項の規定にかかわらず、同項の説明書及び図面のうちそ  
の変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りる。

### (身分証明書の様式)

第三条 条例第五条第二項の規定による身分を示す証明書は、様式第二号  
によるものとする。

### (書面の經由)

第四条 この規則の規定により知事に提出する書面は、三通（正本一通、  
副本二通）とし、所轄土木出張所の長を経由して提出しなければならない。  
い。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (風致地区規則の廃止)

2 風致地区規則（昭和十五年七月鳥取県令第四十九号）は、廃止する。

別表

行為の区分説明書	建築物の新築、改築、建築物設計	建築物以外 の工作物の 工作物設計	建築物以外 の新築、改築、 改説明書（様 式、増築又式 第四号） は移転	住宅の造成、土地の 開墾その他 の土地の形 質の変更
	建築物設計 説明書（様 式第三号）	工作物設計	工作物設計	土地形質変 更設計説明 書（様式第 五号）
図面種類	取図	取図	取図	取図
	附近見 方位、行為の場所及 び周辺の公共施設	附近見 方位、行為の場所及 び周辺の公共施設	附近見 方位、行為の場所及 び周辺の公共施設	附近見 方位、行為の場所及 び周辺の公共施設
縮尺	縮尺、方位、敷地の 境界線、建築物その 他の工作物の位置、 既存の建築物その他 の主要な工作物及び 木竹等の位置、敷地 に接する道路の位置 及び幅員並びにがけ 及び擁壁の位置	縮尺及び外面の色彩	縮尺及び外面の色彩	縮尺、方位、行為の 場所、等高線、断面 図の位置並びにが け、擁壁、排水施設
	二百分の 一以上	百分の 一以上	百分の 一以上	五分の一以 上
備考	明示すべき事項	備考	備考	備考
	備考	備考	備考	備考

水面埋立（ 水面の埋立干拓）設計 て又は干拓説明書（様 式第六号）	水面埋立（ 水面の埋立干拓）設計 て又は干拓説明書（様 式第六号）	木竹伐採計 面説明書 （様式第七 号）	木竹伐採計 面説明書 （様式第七 号）	木竹の伐採
断面図	断面図	取図	取図	取図
縮尺、行為前後の地 盤線、土質（土質の 種類が二以上である ときは、それぞれの 土質及びその地層の 厚さ）、切土又は盛 土後ののり面の高 さ、勾配及び保護 の方法並びに排水施 設の位置	縮尺、行為前後の地 盤線、土質（土質の 種類が二以上である ときは、それぞれの 土質及びその地層の 厚さ）、切土又は盛 土後ののり面の高 さ、勾配及び保護 の方法並びに排水施 設の位置	縮尺、方位、行為の 場所及び等高線	縮尺、方位、行為の 場所及び等高線	縮尺、方位、行為の 場所及び等高線
二百分の 一以上	二百分の 一以上	五分の一以 上	五分の一以 上	五分の一以 上
メートルの標高 差を示すもので あること。	メートルの標高 差を示すもので あること。	備考	備考	備考
擁壁及び排水施設 を設置する場合 は、その構造を詳 細に示すこと。	擁壁及び排水施設 を設置する場合 は、その構造を詳 細に示すこと。	備考	備考	備考

建築物その他の工作物の色彩変更 更 の色彩の変更計説明書 (様式第九号)			土石の類の採取 土石類採取 計画説明書 (様式第八号)		
立面図	配置図	取図	断面図	平面図	附近見取図
縮尺及び外面の色彩	位置	方位、行為の場所及び周辺の公共施設	縮尺、行為前後の地盤線並びに切土後ののり面の高さ及び勾配	縮尺、方位、行為の場所、等高線及び断面図の位置	方位、行為の場所及び周辺の公共施設
百分の一以上	上の二百分の一		上の二百分の一	上の五百分の一	
			行為後ののり面を保護する必要があり、場合によっては、その保護の方法を示すこと。	一 行為の場所を着色等により示すこと。 二 等高線は、二メートルの標高差を示すものであること。	

様式第1号(その1)

風致地区内建築等行為許可申請書

風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可を受けたいので申請します。

年 月 日

申請者住所

氏名(又は名称)

記

㊦

行為の種類 (該当する行為の番号) (を○でかてむこと。)	1 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 3 水面の埋立て又は干拓 4 木竹の伐採 5 土石の類の採取 6 建築物その他の工作物の色採 <sup>○</sup> や変更
行為の場所	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
工事施行者の住所及び氏名	
他の法令による許可、承認等の有無及び参考事項	

様式第1号(その2)

風致地区内建築等行為変更許可申請書

つた風致地区内の行為について、下記のとおり変更の許可を受けたいので申請します。

年 月 日

申請者住所

氏名(又は名称)

記

㊦

変更しようとする事項	
変更しようとする理由	
その他	

様式第2号

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

住 所

職 (ふりがな) 氏 名

年 月 日 生

写真はりつけ欄

上記の者は、風致地区内における建築等の規制に関する条例第5条第1項の規定により、立入検査を行なうことができる者であることを証する。

有効期限

年 月 日

鳥取県知事 印

(裏面)

風致地区内における建築等の規制に関する条例(抜すい)

(立入検査)

第五条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行なわれている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第八条 第五条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横8.5センチメートルとすること。

様式第3号

建築物設計説明書

行為の場所	地 目	宅地・田・畑・山林・原野・その他 ( )		
	所 有 別	自己所有地・借地・公有地		
面 積	平方メートル			
工 事 種 別	新築・改築・増築・移転 (地上・地下・仮設)			
建 築 物	用 途	構 造		
		申 請 部 分		
	既 存 部 分			
	合 計			
	区 分			
	建築面積			
	建築敷地面積			
建築物の規模等	床 面 積			
	延べ面積			
	高さ(地上)			
	屋根の色彩			
外壁の色彩				
風致の維持のため施行する植栽その他の措置の概要				

様式第4号

工作物設計説明書

行為の場所	地 目	宅地・田・畑・山林・原野・その他 ( )		
	所 有 別	自己所有地・借地・公有地		
面 積	平方メートル			
工 事 種 別	新築・改築・増築・移転 (地上・地下・仮設)			
工 作 物	種 類 及 び 用 途			
		構 造		
	工 作 物 の 規 模 等	規 模		
		色 彩		
風致の維持のため施行する植栽その他の措置の概要				

様式第5号

土地形質変更設計説明書

行為の場所	地 目	宅地・田・山林・原野・その他 ( )
	所 有 別	
面積	平方メートル	
施 行 の 目 的		
土地の形質変更の規模等	施行の規模 (面積、切土量、盛土量、客土量等)	
	施行によつて生ずるのり面の高さ、勾配及び構造	
風致の維持のため施行する植栽その他の措置の概要		

様式第6号

水面埋立(干拓)設計説明書

行為の場所	地 目	池沼・ため池・その他 ( )
	所 有 別	
現 況		
施 行 の 目 的		
水面の埋立又は干拓の規模及び方法		
風致の維持のため施行する植栽その他の措置の概要		

様式第7号

木竹伐採計画説明書

行為の場所	地目	山林・原野・宅地・その他 ( )			
	所有別	自己所有地・借地・公有地			
立木の所有者の住所及び氏名					
木竹の種類、樹齢、樹密度等 (現本数、)					
伐採の目的					
伐採の方法		皆伐、択伐、その他の伐採 ( )			
伐採する木竹の種類					
伐採する主な木竹の形質		樹齢	約年	高さ	メートル
		1.2メートルの高さの部分の幹の周囲		メートル	数量
伐採本数、伐採面積及び伐採立木材積					
跡地の処理方法					

様式第8号

土石類採取計画説明書

行為の場所	地目	宅地・田・畑・山林・原野・その他 ( )			
	所有別	自己所有地・借地・公有地			
土石類の所有者の住所及び氏名					
土石類の種類					
採取の目的					
採取の面積及び採取量 (採取区域)					
採取方法					
運搬方法					
採取によつて生ずる土地の形質変更の状況					
各条第1項各号に掲げる種類の土石類の採取に付随する他の種類の土石類の採取の有無及びその理由		有・無			
跡地の処理方法					



様式第9号

建築物その他の工作物色彩変更設計説明書

色彩を変更する理由	色彩を変更する建築物その他の工作物の種類	色彩を変更する箇所(位置、高さ、面積等)	現在の色彩	変更後の色彩	変更するために用いる材料又は塗料の種類	風致の維持のために行う植栽その他の措置の概要

告 示

鳥取県告示第六百七十八号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十五年第三次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間並びに試験期日及び試験場等を次のとおり告示する。

昭和四十五年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集期間

昭和四十五年十二月二十八日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日

(三) 十二月二十九、三十、三十一日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市加茂町一丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八才以上二十五才未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、白衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

- ア 筆記試験(国語(作文を含む。)、社会及び数学)
- イ 身体検査
- ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第六百七十九号

佐野井手土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(佐野井手地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十月一日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十五年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百八十号

大田第二土地改良区から申請のあつた土地改良(西伯町大田地区ほ場整備)事業計画の変更については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十月一日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十五年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和四十五年十一月十八日執行予定の鳥取県知事選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行なう日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年十月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 被登録資格の決定の基準となる日

昭和四十五年十月二十三日

ただし、年齢については、昭和四十五年十一月十八日を基準日とする。

二 登録を行なう日

昭和四十五年十月二十三日

三 縦覧に供する期間

昭和四十五年十月二十四日から昭和四十五年十月二十五日まで